

岡山労災病院倫理委員会規程

制定 平成10年8月27日
改定 平成19年6月28日
改訂 平成25年9月19日
改訂 平成30年8月28日
改定 令和4年3月29日

(目的及び設置)

第1条 岡山労災病院における、人間を直接対象とした医学の研究及び医療行為、倫理教育等（以下「研究等」という。）について倫理的審議を行うことを目的として、倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副院長
- (2) 医局長
- (3) 内科部長
- (4) 外科部長
- (5) 内科を除く内科系部長 1名
- (6) 外科を除く外科系部長 1名
- (7) 看護部長
- (8) 薬剤部長
- (9) 事務局長
- (10) 医学分野以外の学識経験者 2名

2 前項(5)、(6)及び(10)に規定する委員は、院長が委嘱する。

3 前項に規定する委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会には委員長を置き、副院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、次の副院長がその職務を代行する。

(審査申請)

第4条 研究等に係る審査を申請する者（以下、「申請者」という。）は、倫理審査申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、委員長に提出しなけれ

ばならない。

- 2 委員長は、審査の申請があった場合は、速やかに委員会を招集しなければならない。

(審議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第2条第1項第11号に掲げる委員の1名以上が出席しなければ成立しない。

- 2 申請者は、委員会に出席し、申請内容等を説明するとともに、意見を述べることができる。ただし、判定に加わることはできない。
- 3 審査の判定は、出席委員全員の合意をもって決する。
- 4 委員長は、判定結果を審査結果通知書(様式第2号)により、申請者に通知しなければならない。
- 5 委員会は、原則として非公開であるが、委員会が必要と認めたときは、公開することができる。
- 6 審査の経過及び判定結果は、議事録として保存し、委員会が必要と認めたときは、それを公表することができる。

(専門委員会)

第6条 専門の事項を調査検討する必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、別に規程を定める。
- 3 委員長が必要と認めたときは、専門委員会に委員以外の者を出席させ、討議に加えることができる。ただし、審査の判定に加えることはできない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、運営会議の議を経なければならない。

附則

この規程は、平成10年9月1日から施行する。

改定規程は、平成19年6月28日から施行する。

改定規程は、平成25年9月19日から施行する。

改定規程は、平成30年8月28日から施行する。

改定規程は、令和4年4月1日から施行する。